

## 3-5.願書添付書類様式集

### 3-5-1.委任状

代理人による出願の場合、代理権を証明する書面として提出が必要です。

委任者の自署又は押印（印鑑登録証明書を添付）がされた原本、及び外国語表記の場合は翻訳文を提出してください。

#### 委 任 状

年 月 日

私（※1 ）は、（※2 ）を代理人と定め、下記の事項を委任します。

#### 記

- 1.（※3 ）新品種（※4 ）の種苗法に基づく品種登録の出願、取下。
2. その他、種苗法に基づく出願、登録に関する一切の件。

委任者  
住 所  
氏 名

印

（添付書類）印鑑登録証明書

#### （記載留意事項）

- ※1 は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※3 は、植物名を記載。
- ※4 は、品種名を記載。

POWER OF ATTORNEY

I, (※1 ), do hereby appoint (※2 ) as my lawful attorney, and empower him /her to perform the following acts:

- 1 filing or withdrawing an application for a breeder's right for the (※3 ) variety: (※4 ) at the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan,
- 2 performing all necessary acts under the Seeds and Seedlings Law of Japan before and after the grant of plant breeder's right.

\_\_\_\_\_  
Date of empowered

By \_\_\_\_\_  
Signature

(記載留意事項)

- ※1は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※2は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※3は、植物名を記載。
- ※4は、品種名を記載。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。

### 3-5-2.譲渡証明書

出願者と育成者が異なる場合のうち、品種登録を受ける地位が承継されている場合にそのことを証明する書面として提出が必要です。

譲渡人（育成者）の自署又は押印（印鑑登録証明書を添付）がされた原本、及び外国語表記の場合は翻訳文を提出してください。

#### [譲渡証明書の例]

### 譲 渡 証 明 書

私が育成した植物品種（植物の種類\_\_\_\_\_ 品種の名称\_\_\_\_\_）について、私が有する、種苗法に基づく品種登録を受ける地位を、下記の者に譲渡したことに相違ありません。

#### 記

譲受人（出願者）

住 所

氏 名

譲渡日          年    月    日

譲渡人（育成者）

住 所

氏 名

印

（添付書類）印鑑登録証明書

## STATEMENT

I (We), the undersigned

(※1 name and address of assignor \_\_\_\_\_),

do hereby certify that the right to apply for plant variety registration under the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan with respect to the below mentioned variety

(※2 species (Latin name) and denomination of the variety \_\_\_\_\_)

is transferred to

( name and address of assignee \_\_\_\_\_ )

Dated of transferred : \_\_\_\_\_

Signature : \_\_\_\_\_

(記載留意事項)

※1は、譲渡人、譲渡人が法人の場合には、法人の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

※2は、日本語の訳文を添付してください。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。

3-5-3.現地調査票（果樹）

出願品種が果樹である場合は提出してください。

## 現地調査票（果樹）

年 月 日

\* 1 [ ] のうち該当するものを○で囲んでください。

\* 2 空欄には必要事項を記入してください。

**1 出願品種の種類及び名称**

農林水産植物の種類 \_\_\_\_\_ 出願品種の名称 \_\_\_\_\_

**2 連絡先及び担当者氏名**

連絡先住所 \_\_\_\_\_ (Tel \_\_\_\_\_)

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

**3 出願品種及び対照品種の試作状況**

- (1) 出願品種の原木（複製原木は除く）はありますか。 [ ある, ない ]  
 「ある」場合にはその所在地を, 「ない」場合にはその原因を記入してください。

所在地 \_\_\_\_\_

(ない場合の理由)

- (2) 出願品種を高接ぎした結果樹, あるいは苗木から養成した結果樹はありますか。  
 「ある」場合には, 高接ぎ・苗木の別, 台木名（中間台を含む）, 初結果後の経過年数, 樹齢別本数及び所在地を記入してください（品種本来の特性を確認するため、原則として結果2年目以降の株を調査します）。

[ ある, ない ]

	本数	樹齢	初結果後の 経過年数	台木名	所 在 地
[高接ぎ, 苗木]	___本	___年生	___年	_____	_____
[高接ぎ, 苗木]	___本	___年生	___年	_____	_____
[高接ぎ, 苗木]	___本	___年生	___年	_____	_____
[高接ぎ, 苗木]	___本	___年生	___年	_____	_____

- (3) 最も類似する対照品種を2品種以上あげ, 対照品種とした理由を記入してください（出願品種により類似している品種がある場合などに、別の品種を指定する場合があります）。

品種名 \_\_\_\_\_ 理由 \_\_\_\_\_  
 (No. 1)

品種名 \_\_\_\_\_ 理由 \_\_\_\_\_  
 (No. 2)

- (4) (3) であげた対照品種が出願品種と同一園あるいは近隣にありますか。  
「ある」場合には、本数、樹齢、台木名（中間台を含む）を記入してください。

対照品種名 (No. 1) \_\_\_\_\_ [ ある (同一園, 近隣), ない ]

本 数 \_\_\_\_\_ 本, 樹 齢 \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生, 台木名 \_\_\_\_\_

対照品種名 (No. 2) \_\_\_\_\_ [ ある (同一園, 近隣), ない ]

本 数 \_\_\_\_\_ 本, 樹 齢 \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生, 台木名 \_\_\_\_\_

現地調査では、出願品種の調査のほか、対照品種との比較調査も行いますので、対照品種の区画も設定してください。また、人工処理（例：袋かけ、反射シートの設置、整房、GA処理等）を行わない果実を調査時まで確保してください。

4 現地調査時期

可能な時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

最も適した時期 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
(区別性が最も明確に判別できる時期)

5 現地調査場所

住 所 \_\_\_\_\_

交通機関 \_\_\_\_\_ (下車駅 \_\_\_\_\_)

6 試作データの整備状況

- (1) 出願品種の試作データがありますか。 [ ある, ない ]  
「ある」場合には、試作データを当方あて送付してください。

- (2) 出願品種の試作については、地元の試験場や普及センターに相談して行っていますか。  
相談している場合は、その機関名及び担当者氏名を記入してください。  
[ 相談している, 相談していない ]

機関名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_

現地調査の際に調査・確認できない特性（例：蕾、花等）については、出願者において特性表に従って適切な時期に出願品種及び対照品種について計測、写真撮影等を行い、資料として提出していただく場合があります（別途お知らせします）。

7 その他（特に連絡事項がある場合に記入してください。）

8 問い合わせ及び資料の提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 果樹担当審査官  
TEL 03-6738-6466 FAX 03-3502-6572

### 3-5-4. ラン類の出願品種のGREX登録に関する情報

ラン類を出願の際は、当様式を提出してください。

————— [ 品種登録出願書を提出する際に添付する様式 ] —————

#### ラン類の出願品種のGREX登録に関する情報

農林水産植物の種類 ( )

出願品種の名称 ( )

この出願品種に関しては、

GREX登録がある → GREX登録名 ( )

登録者名 ( )

GREX登録申請中 → GREX登録申請名 ( )

登録申請者名 ( )

GREX登録はない

GREX登録の有無は承知していない

(注) 該当する□にチェックし、GREX登録又は申請登録がある又は登録申請中の場合はそのGREX登録名又は登録申請名をローマ字(アルファベット26文字)で記入して下さい。

### 3-5-5.出願品種種子送付書

栽培試験を行う品種について、出願時に任意で種苗管理センターへ種子を送付いただくことが可能です。出願時に種子を送付する際には本様式を添付してください。

<b>出願品種種子送付書（任意提出用）</b>		
		年 月 日
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター所長 殿		
出願者の住所（〒            ）		
出願者の氏名又は名称		
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）		
代理人の住所（〒            ）		
代理人の氏名又は名称		
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）		
下記の出願品種の種子を送付します。		
記		
1	出願する品種が属する農林水産植物の種類	
2	出願品種の名称（すでに出願が受理されている場合は出願番号も併記）	
3	種子の提出数量（種別審査基準で定める数量。ただし、特段の定めのない場合は1,000粒）	
	種子                    _____（数量）	粒（又はg）

送付先：〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
種苗管理センター 試験・検査部特性調査管理課 宛  
電話番号：029-838-6584

## 種子提出の補足等

提出種子は、成熟種子を十分調整し、薬剤処理、コーティング等の加工を行っていないものを提出してください。種子は栽培試験や長期保存が可能なものが必要であり、無病のもの、十分な発芽率を有するものを輸送中に傷んだりしないよう注意して送付してください。

提出数量は種類別審査基準で定める数量とし、特段の定めのない場合は1,000粒となります。

種子の提出にあたっては、包装又は容器に農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称を表示するとともに、「出願品種種子送付書（任意提出用）」を付して、農研機構種苗管理センター宛に送付してください。

送付の際には一般書留又は簡易書留を利用すると確実です。

## 4. 出願受理～品種登録編

### 4-1. 受理通知

① 品種登録出願の受理後、1～2週間程度で出願者（文書送付先）に受理票（「品種登録出願の受理について」）が送付され、品種登録出願の番号及び年月日が通知されます。

なお、品種登録出願の年月日は、郵送や窓口で提出された場合は農林水産省で接受した日、電子出願の場合は品種登録出願システムでの電子出願処理が完了した日となります。

② 品種登録出願の番号及び年月日は、品種登録出願を特定する情報として以降の品種登録手続において常に用いられる重要な情報となりますので、受理票を大切に保管するとともに、手元に保管している願書のコピー等に品種登録出願の番号及び年月日を控えておいてください。なお、受理票の送付前であっても、出願者又はその代理人は、知的財産課種苗室登録管理班に問合せることによって品種登録出願の番号及び年月日を確認することができます。

別記受理票様式

### 品種登録出願の受理について

農林水産植物の種類

出願品種の名称

上記の品種の品種登録出願を受理しましたので  
お知らせします。

1. 品種登録出願の番号

第 号

2. 品種登録出願の年月日

年 月 日

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室

電話 (代) 03-3502-8111 (内) 4301

## 4-2.補正

- ① 品種登録出願に必要な書類や物件が一部添付されていなかったり、願書等の書類に必要な事項が記載されていなかったりするなど、品種登録出願が種苗法等が定める方式に従っていない(以下「方式違反」といいます。)場合があります。このような方式違反の品種登録出願については、知的財産課種苗室登録管理班が自主補正を促す場合と、農林水産大臣が補正を命じる場合があります。この場合、それぞれ以下のとおり対応することで、出願の補正を行うことができます。

### ア 自主補正をするよう連絡があった場合

自主補正を促された事項について、自主出願補正書(51頁)を提出してください。権利に関わる重要事項の自主補正には、一般書留又は簡易書留(以下「書留類」といいます。)を利用すると確実です。

### イ 農林水産大臣が補正を命じた場合

出願者は、指定された期限内(出願料の補正の場合は命令の日から15日以内、その他の補正事項については命令の日から30日以内)に出願補正書(52頁)を提出してください。確実な手続のために、提出の際には書留類を利用してください。

なお、指定された期限内に補正をすることが困難な場合(※)、書面により、補正(写真、証明書等の提出)が可能となる期限を明示して、指定された期限内に補正をすることができない理由を記載した書面(以下「理由書」といいます。)を提出することができます。その理由及び提出期限が妥当であると判断された場合、1回に限り、補正の提出期限が延長されます。理由書を提出する際には書留類を利用してください。

#### ※指定された期限内に補正をすることが困難な場合の例

- ・写真について補正を命じられたが、その時点では栽培時期が経過しており、次期作まで補正を命じられた写真を撮影することが不可能な場合。
- ・外国からの出願に係る証明書等について補正を命じられたが、郵便事情等により到着に日数を要する場合。

- ② 出願者自らが品種登録出願の方式違反に気が付いた場合にも、出願者が自主的に補正をすることも可能です。この場合は、自主出願補正書を提出してください。ただし、一度提出した願書に記載された出願品種の名称は、自主的に補正をすることはできません。



4-2-2.出願補正書

農林水産大臣から補正命令が発出された場合は、当様式を作成し期限内に提出してください。

別紙様式

年 月 日

出願補正書

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を次のとおり補正します。

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

5 補正命令の年月日 年 月 日

6 補正事項

（1）補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）

（2）補正の内容

7 添付書類の目録

記載事項の補正をした願書又は説明書

不添付、不提出又は不足の補正に係る書面又は出願品種の植物体の写真

## 自主出願補正書及び出願補正書の補正等

### ア 願書又は説明書の記載事項に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に、願書又は説明書の別とともに、その補正対象項目を記載し、補正の内容欄に補正後の願書等の記載事項を記載して補正します。記載事項に係る補正が多岐にわたる場合は、補正の内容欄に「別添」と記載し、記載事項の補正を行った願書又は説明書を1通添付して補正の内容とすることができます。

### イ 書面又は出願品種の植物体の写真の不添付又は不足に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に対象書面名又は物件名を記載し、補正の内容欄に提出する書面の名称又は写真の種類名を記載の上、上記書面又は物件を添付して補正します。

### ウ 出願料に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に「出願料補正額14,000円」のように出願料に係る補正である旨及び納付する出願料の不足額を記載の上、補正の内容欄に必要額の収入印紙をちょう付して行います。

### エ 補正事項が2以上ある場合

補正事項ごとに補正事項欄に（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄及び補正の内容欄を設けて補正してください。

### オ 譲渡日及び出願品種の写真に誤りがある場合

願書の「8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴」における譲渡日の訂正をする場合や、出願品種として提出された写真が異なる品種の写真であった場合の写真の訂正は、自主出願補正書ではなく「上申書」にて訂正をお願いします。

## 4-3.却下

- ① 農林水産大臣による補正命令に対し、期限内に出願補正書を提出しなかった場合、あるいは提出された出願補正書による補正では方式違反が解消しなかった場合、当該品種登録出願は却下されます。なお、品種登録出願が却下された場合であっても、出願料は返還されません。
- ② 品種登録出願が却下された品種については、先願の品種とはなりません。このため、未譲渡性等の品種登録の要件を欠いていない限り、再度必要な願書等の準備をして出願することが可能です。その場合には、再出願が受理された日が出願日となります。
- ③ 審査請求等  
却下処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。  
また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。

## 4-4.取下げ

出願者は、品種登録出願を取り下げることができます。出願を取り下げた品種は再出願が可能ですが、譲渡歴がある場合は再出願日時時点で未譲渡性が審査されます。

### 4-4-1 出願取下書

出願を取り下げる場合に作成・提出いただく様式です。

様式第五号（第十一条関係）

### 出 願 取 下 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を取り下げます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

## 4-5.品種名称の変更

- ① 出願品種の名称が、種苗法第4条第1項各号のいずれかに該当する場合には、品種名称の変更が命じられます。
- ② 出願品種の名称の変更が命じられた場合には、指定された期限（命令から30日以内）までに、「出願品種の名称変更届出書」を提出する方法により、出願品種の名称を変更します。提出の際には書留類を利用してください。
- ③ 出願公表後に品種名称が変更されることは種苗の流通と品種の適切な利用の観点から望ましくありません。出願公表後の品種名称の変更をできる限り避けるため、出願後直ちに出願品種の名称の審査が行われ、その時点で不適切な品種名称であると判断された名称については、品種名称の変更が命じられ、適切な名称に変更された後に出願公表されます。  
ただし、出願時の品種名称の審査については、その時点で得られる情報にのみ基づいて行われますので、その後の審査の過程において得られた情報により、出願公表後に不適切な名称であることが判明する場合があります。この場合にも、出願品種の名称の変更が命じられますので、出願者は、命令に従い、名称変更する必要があります。
- ④ 出願公表後に名称変更が命じられ、出願品種の名称が適切なものに変更された場合には、変更された名称が公示されます。
- ⑤ 指定された期限内に出願者が名称変更を行わない場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。
- ⑥ なお、出願品種の品種名称の変更は、農林水産大臣による名称変更命令が行われた場合に限り、出願者が任意に変更することはできません。

## 4-6.出願公表

- ① 品種登録出願について、方式違反がなく又は適切な補正がされ、かつ、出願品種の名称が適切なものである場合には当該品種登録出願は出願公表されます。
- ② 出願公表は、官報に品種登録出願番号、出願年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称並びに出願公表の年月日を公示して行われます（出願者に通知されません。）。
- ③ また、出願時に利用制限届出があった品種は、当該届出の内容も官報に公示されます。
- ④ 出願公表された品種に関するこれらの情報は、品種登録ホームページから入手することができます。

## 4-7.拒絶

### ① 拒絶理由の通知

品種登録出願が以下のいずれか（以下「拒絶理由」といいます。）に該当する場合には、農林水産大臣が出願者に対し拒絶理由を通知します。

ア 出願品種が、区別性、均一性、安定性及び未譲渡性の要件を満たさないものであるとき

イ 出願者が品種登録を受けることのできる者ではないとき（育成を行った者又はその承継人ではないとき。品種登録を受けることのできない外国人であるとき。）

ウ 育成者が2人以上いる場合に共同で出願していないとき

エ 最先の出願ではないとき（先に出願された同一の品種又は特性により明確に区別できない品種があるとき）

オ 出願者が、正当な理由なく、命じられた資料の提出に応じないとき

カ 出願者が、正当な理由なく、命じられた出願品種の名称の変更に応じないとき

キ 出願者が、正当な理由なく、現地調査を拒んだとき

ク 出願者が、正当な理由なく、命じられた審査手数料の納付を期限内にしないとき

### ② 意見書の提出

拒絶理由を通知された出願者は、指定された期間内に当該拒絶理由について意見書（→次頁を参照）を提出することができます。意見書の提出期限は、一般的には、通知文書の日付から60日となります。確実な手続のために、意見書を提出する際は書留類を利用してください。提出された意見書の内容について正当な理由があると判断された場合には、審査が再開されることとなります。

### ③ 出願の拒絶

拒絶理由の通知に対して出願者から期限内に意見書の提出がされない場合又は提出された意見書によっても通知した拒絶理由に該当すると判断された場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。品種登録出願の拒絶は、文書により出願者に通知する方法により行われます。また、拒絶の通知後官報にその旨公示されます。

### ④ 審査請求等

拒絶処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。

4-7-1 意見書

拒絶理由を通知された出願者が意見書を提出する場合の様式です。

様式第七号（第十二条関係）
意 見 書
年 月 日
農林水産大臣 殿
出願者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。
記
1 品種登録出願の番号 第 号
2 品種登録出願の年月日 年 月 日
3 農林水産植物の種類
4 出願品種の名称
5 拒絶理由通知の日付 年 月 日
6 意見の内容
7 証拠方法
8 添付書類又は添付物件の目録

## 4-8.出願者の名義等の変更

### (1) 出願者の名義等の変更

- ① 出願者の名義は、相続や合併等の一般承継の場合又は譲渡契約等による特定承継によって変更する必要がある場合があります。
- ② 相続等の一般承継による名義の変更があった場合には、「一般承継による出願者の名義変更届出書」により、その一般承継人は遅滞なく農林水産大臣に届け出なければなりません。
- ③ 特定承継の場合には、「特定承継による出願者の名義変更届出書」により農林水産大臣に届け出なければその効力が生じません。
- ④ 出願者の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「出願者の氏名又は名称変更届出書」又は「出願者の住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (2) 代理人の変更等

- ① 代理人を変更した場合には、速やかに「代理人の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。なお、代理人の解任又は代理人による辞任の通知書を添付してください。また、新たな代理人を立てる場合は、その代理権を証明する書面（委任状）を添付してください。
- ② 代理人の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「代理人の氏名又は名称変更届出書」又は「代理人の住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (3) 文書送付先の変更

文書送付先に変更があった場合には、速やかに「文書送付先の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (4) 品種登録出願システムの登録内容の変更

出願者や代理人の登録者名、住所、文書送付先や登録メールアドレスの変更があった場合には、「品種登録出願システム登録者変更届」の提出もお願いします。

4-8-1.特定承継による出願者の名義変更届出書

出願後に譲渡契約等により品種登録を受ける地位を譲渡した場合に、速やかに届出をしてください。  
譲渡証明書の添付が必要です。

様式第三号（第九条関係）

特定承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

変更前の出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

変更前の出願者の代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者の代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）
- 8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）
- 9 添付書類の目録
  - 承継人であることを証明する書面（譲渡証明書等）
  - 代理人により出願者の名義の変更を受けようとする場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
  - 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

#### 4-8-2.一般承継による出願者の名義変更届出書

出願後に相続等により品種登録を受ける地位を承継した場合に、速やかに届出をしてください。  
相続の場合には遺産分割協議書、合併の場合には登記簿等の添付が必要です。

様式第四号（第九条関係）
一般承継による出願者の名義変更届出書
年 月 日
農林水産大臣 殿
承継人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記
1 品種登録出願の番号 第 号
2 品種登録出願の年月日 年 月 日
3 農林水産植物の種類
4 出願品種の名称
5 名義変更の年月日 年 月 日
6 名義変更の事由
7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）
8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）
9 添付書類の目録
<input type="checkbox"/> 一般承継人であることを証明する書面
<input type="checkbox"/> 代理人により一般承継による出願者の名義変更を届け出る場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
<input type="checkbox"/> 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

#### 4-8-3.出願者の住所変更届出書

出願後に転居等により住所変更があった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧住所が確認できる書面（住民票、法人の場合は登記簿の写し等）の添付が必要です。

また、外国籍の場合は国籍を証明する書面も添付してください。

文書送付先住所も変更となる場合は、忘れずに文書送付先の変更届出書（68頁）も提出してください。

出願者の住所変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所（変更前の住所） 氏名
代理人	〒 住所 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る出願者の住所 変更前の住所：〒 住所 電話番号  変更後の住所：〒 フリガナ 住所 電話番号
6	出願者の住所の変更事由及びその発生年月日 変更事由  発生年月日 年 月 日
7	添付書類 (1) 出願者の住所の変更を証する書類 (2) 国籍を証する書類（外国籍の場合に限る。）

#### 4-8-4.出願者の氏名又は名称変更届出書

出願後に出願者氏名又は名称の変更があった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧氏名又は名称が確認できる書面（住民票や登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先の宛名が変更となる場合は、忘れずに文書送付先の変更届出書(68頁)も提出してください。

<b>出願者の氏名又は名称変更届出書</b>	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名（変更前の氏名）
代理人	〒 住所 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る出願者の氏名又は名称 変更前の氏名又は名称
	フリガナ 変更後の氏名又は名称 (ローマ字表記)
6	出願者の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日 変更事由
	発生年月日 年 月 日
7	添付書類
(1)	出願者の氏名又は名称の変更を証する書類

#### 4-8-5.代理人の変更届出書

出願又は登録後に代理人を変更する場合に、速やかに届出をしてください。

旧代理人の解任通知書（65頁）、新代理人への委任状（40頁）の添付が必要です。

文書送付先も変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68頁）を忘れずに提出してください。

代理人の変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者 千 住所 氏名		
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	品種登録出願の番号	第 号
2	品種登録出願の年月日	年 月 日
3	農林水産植物の種類	
4	出願品種の名称	
5	変更に係る代理人の住所及び氏名 変更前の代理人：住所 氏名	
	変更後の代理人：千 フリガナ 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号	
6	代理人変更年月日 年 月 日	
7	添付書類（添付書類にはレ印をつける）	
(1)	代理人解任（又は辞任）通知書	
	<input type="checkbox"/> 出願者が日本人である場合・・・原文	1 通
	<input type="checkbox"/> 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文	各 1 通
(2)	委任状	
	<input type="checkbox"/> 出願者が日本人である場合・・・原文	1 通
	<input type="checkbox"/> 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文	各 1 通

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

#### 4-8-6.代理人の解任（辞任）通知書

代理人の変更届出書に添付いただく書面です。

代理人の解任（辞任）通知書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
新代理人	〒 住所 氏名
下記の品種登録出願について、代理人を解任（辞任）します。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	解任（辞任）した代理人 住所 氏名

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

#### 4-8-7.代理人の住所変更届出書

代理人の住所が変更となった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧住所が確認できる書面（商業登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先が変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68頁）を忘れずに提出してください。

代理人の住所変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
代理人	〒 住所（変更前の住所） 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る代理人の住所 変更前の表示：〒 住所 電話番号
	変更後の表示：〒 フリガナ 住所 電話番号
6	代理人の住所の変更事由及びその発生年月日 変更事由  発生年月日 年 月 日
7	添付書類 代理人の住所の変更を証する書類（商業登記簿等）

※出願中と登録後とは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

#### 4-8-8.代理人の氏名又は名称変更届出書

委任されている代理人の氏名又は名称が変更となった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧氏名又は名称が確認できる書面（商業登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先の宛名が変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68頁）も忘れずに提出してください。

代理人の氏名又は名称変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
代理人	〒 住所 氏名（変更前の名称）
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る代理人の氏名又は名称 変更前の氏名又は名称
	フリガナ
	変更後の氏名又は名称
6	代理人の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日 変更事由
	発生年月日 年 月 日
7	添付書類
	(1) 代理人の氏名又は名称の変更を証する書類

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

4-8-9.文書送付先の変更届出書

出願者又は代理人の住所や氏名又は名称が変更となった場合などに、速やかに届出をしてください。  
適切な届出が行われない場合は、品種登録に係る農林水産省からの通知文書等を受け取れません。

文書送付先の変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者	〒 住所 氏名	
代理人	〒 住所 氏名	
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	品種登録出願の番号	第 号
2	品種登録出願の年月日	年 月 日
3	農林水産植物の種類	
4	出願品種の名称	
5	変更に係る文書送付先の住所 変更後の表示：〒 住 所 あ て 名 電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス	
6	文書送付先の変更事由及びその発生年月日 変更事由  発生年月日 年 月 日	

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

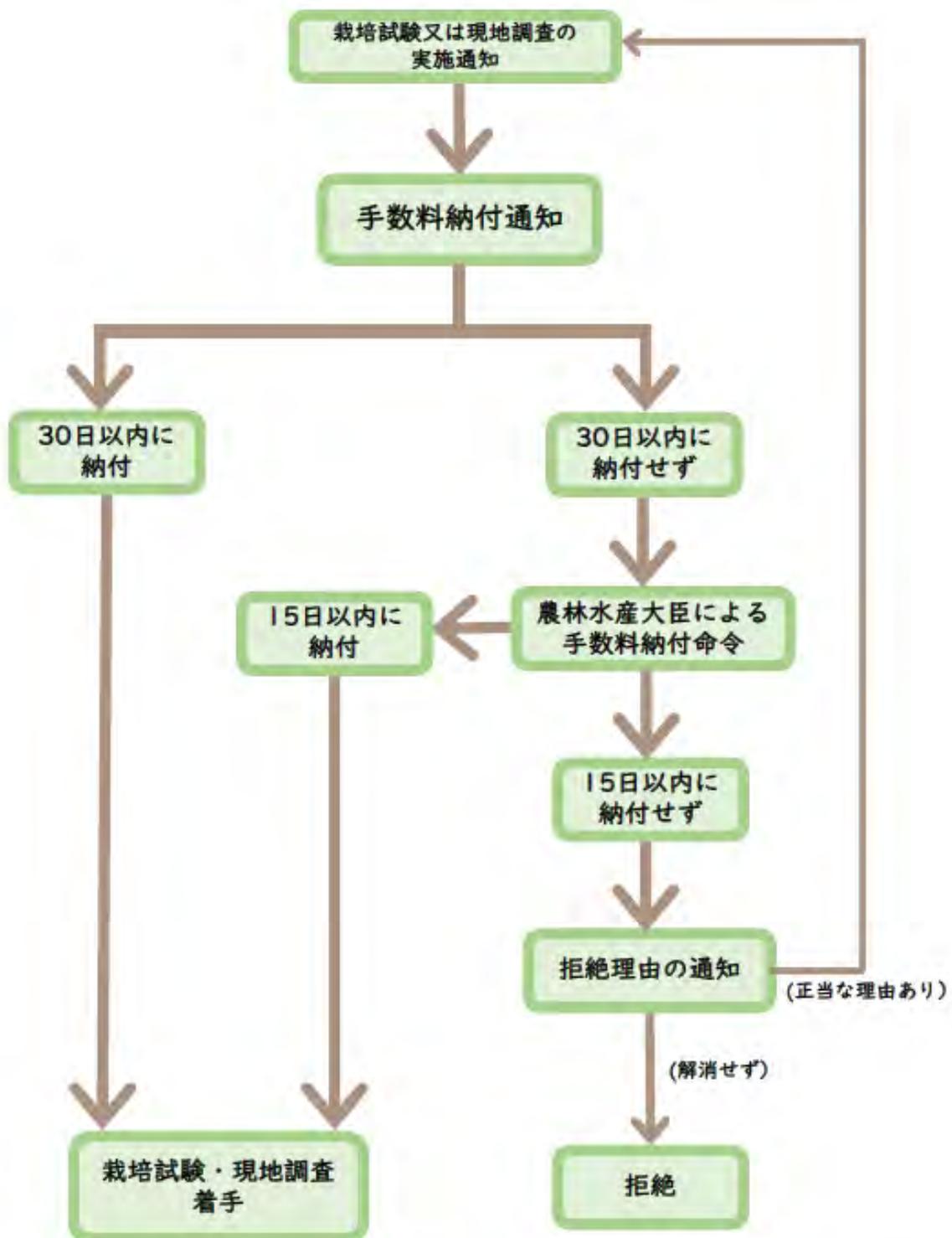
## 4-9. 審査手数料～特性審査

出願公表された品種は、栽培試験又は現地調査により区別性・均一性・安定性の特性審査を行います。栽培試験又は現地調査の実施にあたっては、事前に農林水産大臣より通知されます。

種苗法改正により、令和4年4月1日以降に出願された品種の栽培試験・現地調査には、審査手数料を納付する必要があります。

審査手数料が納付されない場合、最終的に出願は拒絶されることとなります。

<審査手数料納付の流れ>



## 1 審査手数料の概要

審査手数料は、令和4年4月1日以降の出願から必要です。

手数料の納付通知は、栽培試験の場合は、出願公表後に農林水産大臣から送付される「出願品種の栽培試験の実施」の後、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下、農研機構種苗管理センター）から送付されます。

また、現地調査の場合で農林水産省の審査官が現地調査を行う場合は、農林水産大臣から送付される「現地調査の実施」の通知と併せて納付通知を送付します。農研機構種苗管理センターの職員が現地調査を行う場合は、農林水産省から「現地調査の実施」の通知後、農研機構種苗管理センターから納付通知が送付されます。

農林水産省と農研機構種苗管理センターで納付方法が異なりますので、御注意ください。

### (1) 栽培試験

対象となる植物	単位	手数料(円)
一般的な出願品種	1回当たり	93,000円
栽培に複数年を要する木本性の植物	1回当たり	93,000円に栽培年数を乗じた金額 リンゴの例:5年 $93,000 \times 5 = 465,000$ 円
必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物	1回当たり	105,000~273,000円

選択形質を記載した場合は、上記に加えて1形質あたり以下の金額が必要となります。

選択形質	1形質 当たり	8,500~280,000円
------	------------	----------------

※選択形質の手数料の詳細は、品種登録ホームページを御確認ください。

### (2) 現地調査

対象となる植物	単位	手数料(円)
全ての植物	1回当たり	45,000円~ 例:審査官が2度現地に赴く場合 $45,000 \text{円} \times 2 = 90,000$ 円

※調査対象に特別調査形質が含まれ、特別な調査を要する形質のみ栽培試験を行う場合は、該当する形質の料金が必要となります。

## 2 栽培試験手数料について

農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験は、特性を調査する基本的な方法です。栽培試験手数料は、①必須形質（必ず調査する重要な形質）の調査手数料と②選択形質の調査手数料からなります。①は栽培試験の基本となる手数料で、植物種類により金額が異なります。また、②は、選択形質の調査を栽培試験により行う場合に、追加で必要となるものです。選択形質の調査は、願書に特性を記載いただいた場合のみ行いますので、出願時に十分御確認ください。

手数料の納付通知は、「出願品種の栽培試験の実施」の通知の後に、農研機構種苗管理センターから送付されます。納付通知に記載されている納付金額、納付期限、納付方法をよく御確認ください。

### (1) 必須形質（必ず調査する重要な形質）

対象となる植物	単位	手数料(円)	備考
一般的な出願品種	1回当たり	93,000円	
きのこ	1回当たり	424,000円	
栽培に複数年を要する木本性の植物	1回当たり	279,000~465,000円	(2) 参照
必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物	1回当たり	105,000~273,000円	(3) 参照

### (2) 栽培に複数年を要する木本性の植物（果樹、茶、観賞樹等）

果樹や一部の観賞樹のように栽培に時間を要する木本性の植物種類については、想定される栽培年数に93,000円を乗じた額を1回の栽培試験の手数料とします。

一括納付も可能ですが、1年ごとの納付も可能です（2年目以降の納付については再度通知します）。想定年数よりも短い年数で栽培試験が終了した場合、一括納付の場合には残りの年数分の手数料は返還しませんが、1年ごとの納付の場合には残りの年数分の手数料は徴収しません。

区分	年数	手数料(円)
カエデ、マタタビ、バンレイシ、パパイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブタン類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリーブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ（ニホンスモモを除く。）、アズキ、オウトウ（甘果）、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	5年	465,000円 (93,000×5)
パインアップル、ヒロケレウス ウンダツス（ドラゴンフルーツ）、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）、クワ、ムサ アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類（ラズベリーを除く。）、ラズベリー、マツプサ、ブルーベリー（シャシャンボを除く。)	4年	372,000円 (93,000×4)
茶、観賞樹(※)に属する区分(カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスペルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く。) ※アジサイ(ウツギ)を含む。ただし、西洋アジサイのように生育が早いものは、1年で終了する場合もある。	3年	279,000円 (93,000×3)
上記以外の区分	1年	93,000円

(3) 必須形質に特別調査形質を含む植物（令和6年4月現在）

必須形質に特別な調査が必要な形質（特別調査形質）を含む植物（20種類）については、通常の栽培試験に要する費用（93,000円）に加えて、各形質の調査のための追加手数料を加算した額の納付が必要です。

作物区分	植物名	手数料の合計 (円)	通常の栽培試験 に係る手数料 (円)	必須形質となる 特別調査形質	特別調査形質 に係る手数料 (円)
食用作物	オオムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	ライムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	コムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	マカロニコムギ	160,000円	93,000円	原麦粒のフェノール反応による着色 まき性	17,000円 50,000円
飼料作物	エンバク	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	ソルガム	143,000円	93,000円	日長感応性	50,000円
野菜	タマネギ	174,000円 (シャロット品種は、224,000円)	93,000円	分球の強弱（シャロット品種に限る。）	50,000円
				球のキログラム当たりの成長点の数	14,000円
				球の乾物率	17,000円
				雄性不稔性	50,000円
	ニンニク	107,000円	93,000円	ほう芽期	14,000円
	ナタネ	143,000円	93,000円	種子のエルシン酸含有の有無	50,000円
	カリフラワー	143,000円	93,000円	春作の収穫の早晩性	50,000円
	トウガラシ(ピーマン) (観賞用品種を除く)	243,000円	93,000円	トバモウイルス抵抗性病原型0（観賞用品種を除く。）	50,000円
				トバモウイルス抵抗性病原型1-2（観賞用品種を除く。）	50,000円
				トバモウイルス抵抗性病原型1-2-3（観賞用品種を除く。）	50,000円
	メロン	273,000円	93,000円	つる割病レース0抵抗性	60,000円
				つる割病レース1抵抗性	60,000円
				つる割病レース2抵抗性	60,000円
	イチゴ	143,000円	93,000円	ランナーの数	50,000円
トマト	273,000円	93,000円	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	60,000円	
			萎凋病レース1抵抗性	60,000円	
			萎凋病レース2抵抗性	60,000円	
ホウレンソウ	143,000円	93,000円	抽だい期	50,000円	
果樹	パイナップル	384,000円	372,000円 (93,000円×4)	果汁の多少	12,000円
工芸作物	アサ	243,000円	93,000円	花序のTHC含量(タイプA、B及びEの品種に限る。)	75,000円
				花序のTHC含量(タイプC及びDの品種に限る。)	75,000円
				花序のCBD含量	75,000円
	ベニバナ	143,000円	93,000円	油脂含有率	50,000円
	アジアワタ	193,000円	93,000円	繊維の長さ（繊維用品種に限る。)	100,000円
	ケブカワタ	193,000円	93,000円	繊維の長さ（繊維用品種に限る。)	100,000円

#### (4) 選択形質

品種登録ホームページの「出願料・登録料・手数料一覧」に掲載しておりますので、御確認ください。

#### (参考) 出願者の提出する資料による特別調査形質の調査

一部の必須形質（(3)を参照）及び全ての選択形質について栽培試験を行う場合、通常のは場での試験に加えて特別な設備での試験が必要なため、特別調査形質として形質毎に追加の手数料の納付が必要になります。

ただし、出願者が提出する特性の裏付け資料が適切なものと認められる場合には、特別調査形質の栽培試験は行わず、提出された資料に基づき審査します（次ページの具体例を参照）。

	対象となる植物	追加手数料 (1形質当たり)	備考
一部の必須形質	一部の植物 (20種類、32形質)	12,000円 ～100,000円	詳細は(3)参照。
全ての選択形質	一部の植物	8,500円 ～280,000円	詳細は(4)参照。

### 3 現地調査手数料について

現地調査は、農研機構種苗管理センターにおける栽培試験の実施が困難で、出願者において栽培が可能と認められる場合に、出願者が出願品種等を栽培し、農林水産省の審査官又は農研機構種苗管理センターの職員が現地に赴いて実施します。

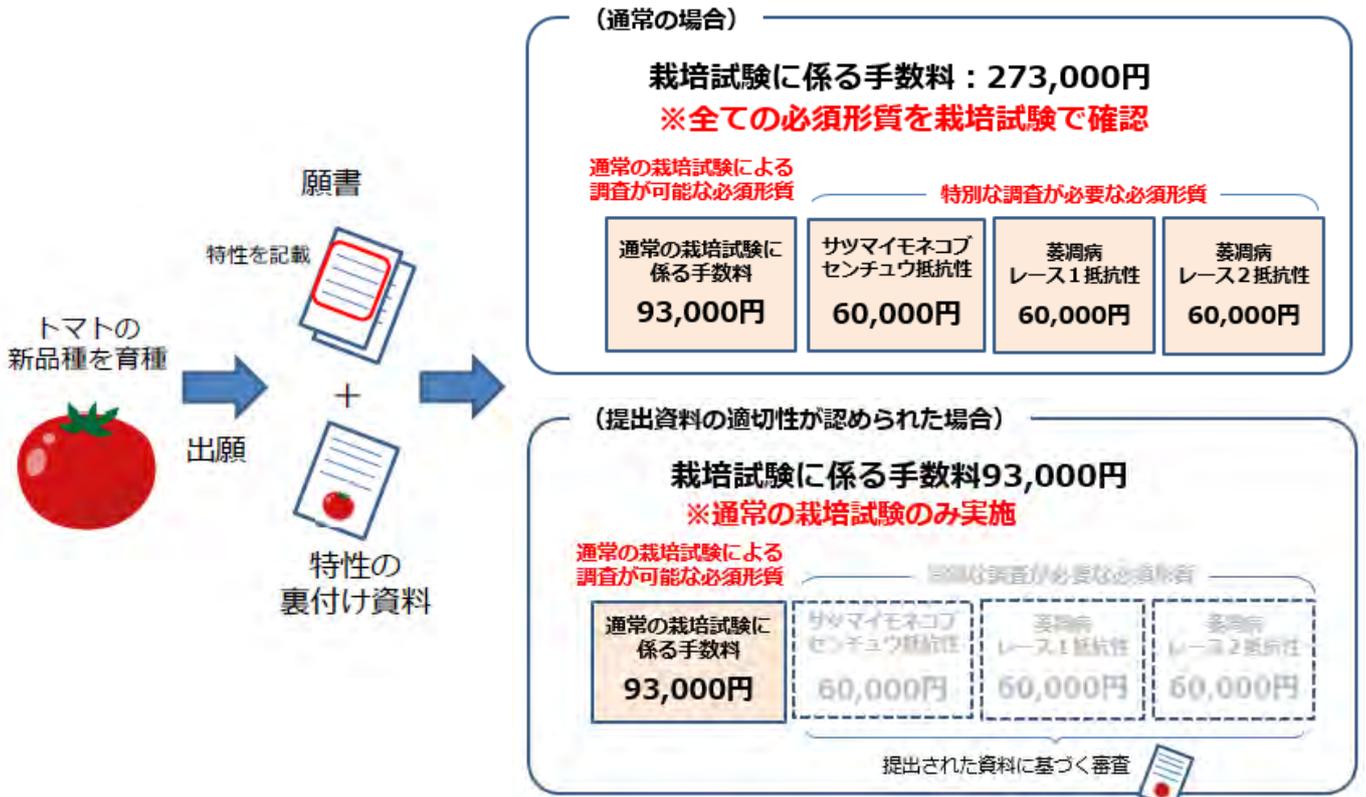
農林水産省の審査官が現地調査を行う場合は農林水産省から、農研機構種苗管理センターの職員が現地調査を行う場合は農研機構種苗管理センターから、審査手数料の額、納付期限、納付先を示した納付通知が届きますので、それぞれ、指定の方法により手数料を納付ください。

手数料の額は、農林水産省の審査官又は農研機構種苗管理センターの職員が現地に赴き調査を行う回数により異なります。

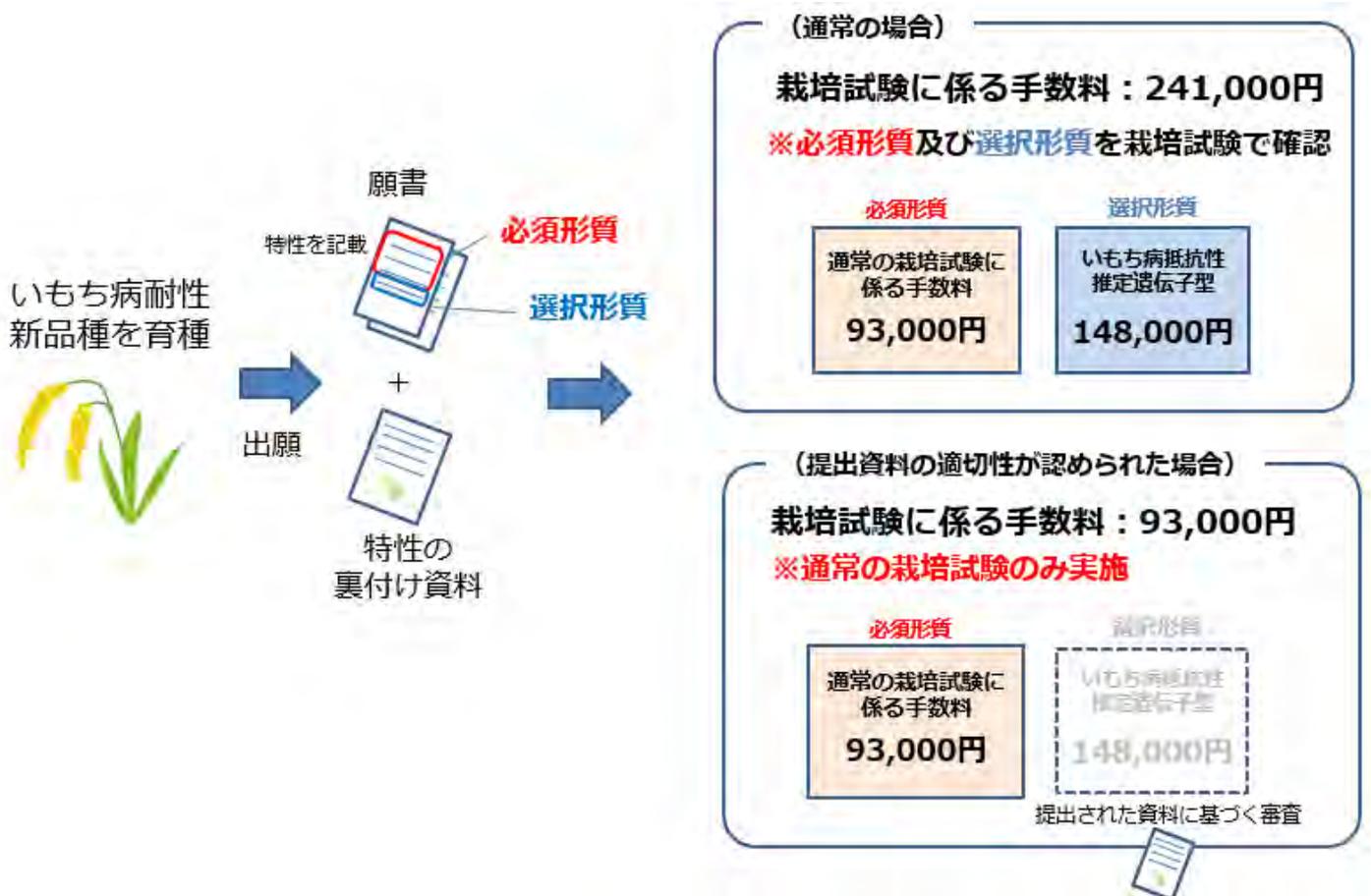
対象となる植物	単位	手数料(円)	実施主体(納付先)
全ての植物	1回当たり	<b>45,000円~</b> 例:審査官が2度現地に赴く場合 45,000円×2 =90,000円	農林水産省/ 農研機構種苗管理センター

なお、調査対象に特別調査形質が含まれる場合で、出願者自身での当該特性の調査が困難な場合は、特別調査形質のみ栽培試験を行う場合もあります。この場合、追加手数料の納付が必要です。

<栽培試験に係る手数料の具体例>  
(トマト)



(稲)



#### 4 審査手数料の納付手続

調査の実施機関が農研機構種苗管理センターであるか、農林水産省であるかにより納付方法等が異なります。いずれの場合も、手数料が納付されない場合は、最終的に出願は拒絶されることとなります（69頁参照）。

なお、手数料の納付後に出願の取下げ等があっても、手数料は返還されません。

##### 【農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験又は現地調査の場合】

- ① 農林水産大臣から出願者宛てに栽培試験又は現地調査の実施内容を知らせる実施（計画）通知が送付されます。
- ② その1ヶ月程度後に、調査を実施する農研機構種苗管理センターから、手数料通知が送付されます。
- ③ 出願者から農研機構種苗管理センターへ手数料を納付（指定口座への振込み）します。  
納付期限は通知の送付日から30日以内です。
- ④ 手数料の納付を確認したうえで、栽培試験又は現地調査に着手します。

##### 【農林水産省が実施する現地調査の場合】

- ① 農林水産大臣から出願者宛てに栽培試験又は現地調査の実際内容を知らせる実施（計画）通知が送付されます。
- ② 同時に、調査の実施主体である農林水産省から手数料通知が送付されます。
- ③ 出願者から農林水産省へ手数料を納付（「手数料納付書」様式に収入印紙を貼付して納付）します。納付期限は通知の送付日から30日以内です。なお、令和5年度以降に電子出願した場合、審査手数料の電子納付が可能です。
- ④ 手数料の納付を確認したうえで、現地調査に着手します。

#### 5 追加の栽培試験・現地調査

栽培試験又は現地調査を実施した結果、区別性・均一性・安定性の判断が困難であった場合には、再度手数料を徴収の上、追加の栽培試験・現地調査を行います。栽培試験を実施した後で、現地調査に変更して再度特性を調査する場合も同様です。

なお、果樹等の栽培に複数年を要する木本性の植物（71頁参照）について追加の栽培試験を行う場合には、既に成木していることを踏まえ、追加で支払う費用は1年分の93,000円となります。

一方で、栽培試験・現地調査の実施中に、自然災害等、出願者の責めに帰さない理由で試験を中止した場合には、手数料は徴収せずに、栽培試験・現地調査を再度行います。

4-9-1 審査手数料納付書

農林水産省が実施する現地調査の場合、手数料納付書に必要額の収入印紙を貼付して納付期限内（手数料納付通知の送付日から30日以内）に農林水産省へ到達するように郵送してください。

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手 数 料 納 付 書  
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第15条の3第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額  
金額 \_\_\_\_\_ 円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

## 4-10. 品種登録前の審査特性の通知(訂正請求)

<審査特性の通知とは？>

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日から導入された手続です。

品種登録に先立って、出願者に対して審査により特定した特性（審査特性）を通知します。出願者は、通知された審査特性が事実と異なると思料する場合に農林水産省へ訂正を求めることができます。農林水産省による調査の結果、事実と異なることが判明した場合には、審査特性を訂正の上、品種登録されることとなります。

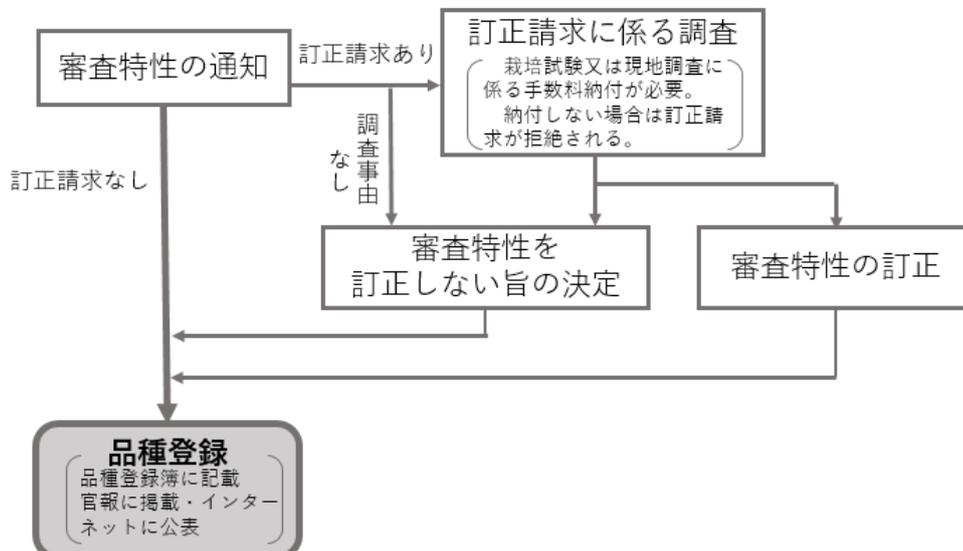
なお、訂正を求めない場合は、手続は不要です（通知された審査特性で品種登録されます）。

<訂正請求の手続>

- ① 出願者に対し、審査により特定した特性（審査特性）を農林水産大臣から通知します。
- ② 出願者は、送付日から起算して30日以内に「審査特性の訂正請求書」様式及び裏付け資料を農林水産省へ提出することで審査特性の訂正を求めることができます。  
※訂正を求めない場合は、特段の手続なく登録されます。
- ③ 訂正請求があった場合、農林水産省は、明らかに訂正する理由がないと認められる場合を除き、訂正が求められた形質について再調査（栽培試験等）を実施します。
- ④ 栽培試験又は現地調査を実施することとなった場合は、手数料の納付が必要です。手数料の額は、訂正を求める形質に応じて定められた額となります。令和4年3月31日以前に出願された品種に係る訂正請求についても同様です。  
手数料を納付しない場合、訂正請求は拒絶され、特性表を訂正せずに品種登録されます。
- ⑤ 再調査の結果、出願者に通知した特性が事実と異なることが判明した場合には、訂正する旨が出願者へ通知され、特性表を訂正の上で品種登録されます。  
事実と異なることが判明しなかった場合には、訂正が認められない旨とその理由が出願者に通知され、特性表を訂正せずに品種登録されます。

<注意点>

- 訂正請求時には、願書（説明書）に記載した特性が真実であることを証明する写真やデータの提出が必要です。
- 願書（説明書）に記載していなかった特性への訂正請求は認められません。
- 令和4年3月31日以前に出願された品種において、願書（説明書）に記載していなかった特性について訂正の請求が生じた場合は、知的財産課種苗室に事前にご相談下さい。



#### 4-10-1 訂正請求書

通知された審査特性が事実と異なると思われる場合に、出願者から農林水産省へ審査特性の訂正を求めするために提出する様式です。

様式第七号の二（第十二条の二関係）			
審 査 特 性 の 訂 正 請 求 書			
			年 月 日
農林水産大臣 殿			
出願者			
住所			
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
代理人			
住所			
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
種苗法第17条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。			
記			
1	品種登録出願の番号	第	号
2	品種登録出願の年月日	年	月 日
3	農林水産植物の種類		
4	出願品種の名称		
5	審査特性の通知の日付	年	月 日
6	訂正の内容		
	(1)訂正事項		
	<u>形質番号</u>	<u>形質名</u>	<u>特 性</u> <u>出願品種の階級値（特性値）</u>
	(2)訂正を求める理由		
7	添付書類の目録		
	出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料		

（訂正を求める理由 記載例）

「〇〇の形質について、通知された階級値は△△であったが、×年×月に□□の栽培環境下において自身が調査した際のデータでは☆☆であった。添付写真及び試作データからも☆☆であることが証明できると思われるため、再調査を求めます。」 など、詳細に記載してください。

## 4-11.品種登録

### (1) 品種登録

- ① 審査の結果、品種登録出願について拒絶理由に該当しないと判断された場合には、品種登録がされます。品種登録により、登録品種についての育成者権が発生します。育成者権の最長存続期間は 25 年（果樹等の永年性植物は 30 年）となります。

（注）平成 10 年、17 年の種苗法改正により育成者権の最長存続期間が延長されていますが、品種登録された時の存続期間が適用されます。

- ② 品種登録は、品種登録簿に品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、品種の特性、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等を記載する方法により行われます。
- ③ 品種登録がされたときは、品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等必要な事項が官報に公示されます。品種登録情報は品種登録ホームページにおいても公表されます。
- ④ 出願時に利用制限届出がされている場合には当該届出の内容も官報に公示されるとともに、品種登録簿にも当該届出の内容及び公示をした年月日が記載されます。また、当該届出の内容は品種登録ホームページにおいても公表されます。

### (2) 品種登録を受けた者への通知等

- ① 品種登録がされたときは、品種登録を受けた者（育成者権者）にその旨が通知されます。
- ② 品種登録を受けた者は、1 年目の登録料を品種登録の公示がされた日から 30 日以内に農林水産省に納付しなければなりません。1 年目の登録料が期限までに納付されない場合には、その時点で品種登録が取り消され、育成者権は登録の時にさかのぼって消滅することとなり、仮保護期間の補償金請求の権利も発生しません。

## 5. 品種登録後の手続

### 5-1. 登録料納付

【御注意ください！】出願の時期によって登録料が異なります。

種苗法改正により、令和4年3月31日までに出願された品種と、令和4年4月1日以降に出願の品種とでは登録料の額が異なります。

自らの品種の登録料がどちらに該当するかを必ず御確認の上、納付金額に誤りのないよう十分に御留意ください。誤った金額で納付された場合、納付書を受理することができません。

<出願日が令和4年3月31日までの品種の登録料>

1～3年目	各年毎に	6,000円
4～6年目	//	9,000円
7～9年目	//	18,000円
10～30年目	//	36,000円

<出願日が令和4年4月1日以降の品種の登録料>

1～9年目	各年毎に	4,500円
10～30年目	//	30,000円

- ① 品種登録を継続し、育成者権を維持するためには所定の登録料を納付しなければなりません。所定の登録料を期限までに納付しない場合には当該品種登録は取り消され、育成者権は消滅します。
- ② 登録料は、品種登録料納付書に収入印紙を貼付する方法又は電子納付システムにより納付します。品種登録料納付書に貼付した収入印紙については農林水産省で消印しますので、絶対に消印はしないでください。
- ③ 登録料は、毎年各年分を納付するほか、数年分若しくは25年分（又は30年分）をまとめて納付することが可能です。
- ④ 2年目以降の登録料は、毎年その前年以前（例えば、令和4年1月15日に品種登録された品種の場合には、第2年目の登録料は令和5年1月15日までに、第3年目の登録料は令和6年1月15日までに）に納付してください。品種登録料納付書は、期限内に知的財産課種苗室必着となります。消印有効ではありませんので御注意ください。
- ⑤ 2年目以降の登録料は、納付期限までに登録料を納付しなかった場合であっても、納付期限後6ヶ月以内に登録料に加えて同額の割増登録料を追納（登録料と併せて倍額納付）すれば、登録を維持することができます。6ヶ月の追納期限を過ぎて登録料及び割増登録料が納付されなかった場合には、品種登録は取り消され、当該品種の育成者権は当該年の登録料の納付期間を経過した時点にさかのぼって消滅します。
- ⑥ 育成者権を維持するためには、育成者権者は、自らの責任で登録料の納付を行わなければなりません。  
登録料納付の通知は、初めて品種登録がなされた時だけ発送しますので、第2年目からの登録料の納付状況及び納付期限は育成者権者自身で把握・管理してください。
- ⑦ 品種登録料納付書の送付には書留類を利用してください。
- ⑧ 登録料の納付に際して領収書は発行しません。領収の確認が必要な場合には、品種登録料納付書の送付時に併せて品種登録料納付書のコピーと切手をちょう付した返信用封筒の同封があれば、品種登録料

納付書のコピーに受領済の表示をして返送します。

5-1-1.品種登録料納付書

登録料を収入印紙で納付する場合は、当様式に記載し下部の余白部分に納付額分の収入印紙を貼付します。

様式第十号（第十九条関係）
品 種 登 録 料 納 付 書
年 月 日
農林水産大臣 殿
納付者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
種苗法第 45 条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。
記
1 品種登録の番号 第 号
2 品種登録の年月日 年 月 日
3 農林水産植物の種類
4 登録品種の名称
5 納付年及び金額 納付年 第 年目 金額 _____ 円
<input type="checkbox"/> 他法律の規定による登録料の特例規定の適用 法律名 _____ 確認書の番号 _____
<input type="checkbox"/> 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納 金額 _____ 円
（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

（備考）種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、

「種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納」のに✓を付す。

## 5-2. 育成者権の移転等の登録

- ① 育成者権は、相続等の一般承継、譲渡契約等による特定承継により他の者に移転することができます。特定承継による育成者権の移転は品種登録簿に登録しなければ効力を生じません。また、一般承継の場合には、遅滞なく移転登録を申請する方法によりその旨を農林水産大臣（窓口：知的財産課種苗室登録チーム。以下同じ。）に届け出てください。
- ② 品種登録簿には、専用利用権の設定、移転、変更等の登録をすることができます。  
専用利用権の設定については、品種登録簿へ登録しなければ効力が発生しません。通常利用権の設定については、従前、品種登録簿に登録しなければ、通常利用権者は、その設定後、譲渡等によって育成者権等を取得した者に対抗することができませんでした。令和2年の種苗法の改正により、令和3年4月1日以降、通常利用権者は、品種登録簿に登録しなくても、譲渡等によって育成者権等を取得した者にも対抗することができるようになりました。これに伴い、通常利用権の登録制度は廃止されています。
- ③ 登録名義人の表示の変更又は更正の登録をすることができます。  
品種登録後の登録名義人（育成者権者、専用利用権者又は質権者）の表示に変更が生じた場合（転居、改姓、社名変更など）に、品種登録簿上の表示を実際上の正しい表示に合致させるため、又は品種登録簿の登録名義人の表示に錯誤や遺漏がある場合に、それを訂正や補完するために行う登録です。
- ④ 品種登録簿への登録の申請にあたっては、次の登録免許税がかかります。登録免許税額が3万円以下の場合には、申請書に相当額の収入印紙を貼付する方法により納付します（登録免許税額が3万円を超える場合には、銀行において相当額の登録免許税を先に国に納付し、申請書にその領収証書をちょう付します。）。

（登録免許税法別表第1-18 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。））

（一）育成者権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	1件につき3,000円 1件につき9,000円
（二）専用利用権の設定又は保存の登録	育成者権の件数	1件につき9,000円
（三）育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	専用利用権の件数 債権金額	1件につき9,000円 1000分の4
（四）専用利用権の移転又は育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	育成者権又は専用利用権（以下「育成者権等」という。）の件数 育成者権者の件数	1件につき1,500円 1件につき3,000円
（五）信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	債権金額 育成者権等の件数	1,000分の2 1件につき3,000円
（六）付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までの登録に該当するものを除く。）	育成者権等の件数	1件につき1,000円
（七）登録の抹消	育成者権等の件数	1件につき1,000円

⑤ 登録の申請書

ア 育成者権移転等の登録は、申請書を農林水産大臣に提出して行います。提出の際には書留類を利用してください。

イ 申請書には、次の事項を記載します。以下の事項のほか、持分の記載等が必要な場合もあります。また、登録の原因を証する書面等必要な書面の添付が必要です。

- 1 申請の年月日
- 2 品種登録の番号
- 3 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 4 申請書の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 5 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 6 申請者が外国人であるときは、その国籍
- 7 登録の原因及びその発生日
- 8 登録の目的及び登録の目的が育成者権以外の権利に関するときはその権利の表示
- 9 添付書面の目録

ウ 次頁より、登録の申請書の主な様式例を示しますので、参考としてください。

5-2-1. 育成者権の移転登録申請書（様式例）

<p>収入印紙</p> <p>(収入印紙は消印しないで下さい。)</p> <p>(9,000円 × 品種)</p>							
<p>育成者権の移転登録申請書</p>							
<p>年 月 日</p>							
<p>農林水産大臣 殿</p>							
<p>1. 品種登録の番号</p>							
<p>2. 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称</p> <p>農林水産植物の種類</p> <p>登録品種の名称</p>							
<p>3. 登録の目的 本育成者権の移転</p>							
<p>4. 申請者</p> <p>登録権利者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載)</p> <p>登録義務者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載)</p>							
<p>5. 登録の原因及びその発生年月日</p> <p>年 月 日 譲渡</p>							
<p>6. 添付書類の目録</p> <table><tr><td>(1) 譲渡を証明する書類</td><td style="text-align: right;">1 通</td></tr><tr><td>(2)</td><td></td></tr><tr><td>(3)</td><td></td></tr></table>		(1) 譲渡を証明する書類	1 通	(2)		(3)	
(1) 譲渡を証明する書類	1 通						
(2)							
(3)							

(備考)

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙を貼付し、( ) 内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。
- 2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは又は登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 3 品種登録規則第 13 条又は第 14 条（判決による場合に限る。）に基づき、登録権利者だけで申請する場合にあつては、「登録義務者（品種登録規則第 13 条の承諾書を添付。）」のように登録義務者の次に ( ) 書いて、当該条項及びその内容を簡潔に記載する。
- 4 申請者が外国人である場合には、住所の次に国籍欄を設けて国籍を記載する。
- 5 登録の原因に持分の定めがあるときは、登録権利者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）の次に持分欄を設け、その持分を分数表記で記載する。
- 6 添付書面として登録の原因を証明する書面及び、代理人により登録を申請するときは、その権限を証明する書面を添付し、添付書面の目録の欄に当該書面を記載する。

5-2-2.育成者権の譲渡証明書（様式例）

譲 渡 証 明 書

下記登録品種について、\_\_\_\_\_が有する種苗法に基づく育成者権を下記譲受人に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 品種登録番号  
第 号
- 2 登録品種の属する農林水産植物
- 3 登録品種の名称
- 4 譲渡年月日  
年 月 日
- 5 譲受人  
住 所  
氏 名

年 月 日  
譲渡人 住所名  
氏 名

印

（添付書類）

1. 印鑑登録証明書（譲渡人）

5-2-3.専用利用権の設定登録申請書（様式例）

<p>収入印紙</p> <p>収入印紙は消印し ないで下さい。</p> <p>(9, 000円)</p>	
<p>専用利用権の設定の登録申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>農林水産大臣 殿</p>	
1	品種登録の番号 第〇〇〇号
2	品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称 〇〇〇 〇〇〇
3	権利の表示 専用利用権
4	登録の目的 専用利用権の設定
5	申請者 登録権利者（利用権設定者） 住所 氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）  登録義務者（育成者権者） 住所 氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）
6	登録の原因及びその発生日 専用利用権設定契約の締結 〇年〇月〇日
7	設定すべき専用利用権の範囲 期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 内容：株式会社〇〇〇が行う登録品種〇〇〇に係る種苗の生産、調整、譲渡の申し出、譲渡及びこれらのための保管の行為。ただし、生産地及び譲渡先は日本国内に限る。
8	登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め 対価の額： 支払方法：
9	添付書面の目録 (1) 専用利用権許諾契約書の写し 1通 (2)

(備考)

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙を貼付し、( ) 内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。
- 2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは又は登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。

### 5-3.品種登録の取消しと育成者権の消滅

- ① 育成者権の存続期間は25年又は30年ですが、この存続期間内であっても、次の表の左欄に該当する場合には品種登録が取り消され、表の右欄の時点で育成者権は消滅することになります。

取消事由	育成者権の消滅時期
①育成者（その承継人）でない者が品種登録出願をした場合 ②区別性、均一性及び安定性を欠いていたのに品種登録がされた場合 ③未譲渡性の要件を欠いていた場合 ④共同出願の要件に反していた場合 ⑤後願の場合 ⑥育成者権の享有をすることができない外国人が品種登録出願をした場合 （法第49条第1項第1号）	品種登録の時にさかのぼって消滅
法定の期間内に第1年分の登録料が納付されなかった場合 （法第49条第1項第4号）	
品種登録後、育成者権者が育成者権を享有することができない者になった場合 （法第49条第1項第3号）	左記事由に該当するに至った時にさかのぼって消滅
第2年目以降の登録料について追納期間満了までに登録料及び割増登録料が納付されなかった場合 （法第49条第1項第5号）	本来の納付期間満了日の翌日にさかのぼって消滅
品種登録後、均一性又は安定性の要件を備えなくなったことが判明した場合 （法第49条第1項第2号）	取消時に消滅
登録品種の特性を調査するための資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わなかった場合 （法第49条第1項第6号）	
登録品種の名称変更命令を受けた者が正当な理由なく従わなかった場合 （法第49条第1項第7号）	

- ② 登録料の不納付以外の理由による品種登録の取消しにあたっては、行政手続法の規定に基づき事前に聴聞（行政庁の職員等が主宰し、当事者が出席の機会を得て意見を述べる手続。）が行われます。

### 5-4.品種登録後の代理人等の変更

品種登録後に代理人や文書送付先の変更等があった場合は、速やかに届出をしてください。

（『4. 出願受理～品種登録編』4-8-5～4-8-9（64頁～68頁）を参考としてください。様式は品種登録ホームページに掲載しています。）

## 6. 品種登録に関する証明等の請求

何人も、農林水産大臣に対し、品種登録出願等に関する証明や登録簿の謄本の交付、願書閲覧・謄写等を請求することができます。請求可能な事項とその手数料は下表のとおりです。

	請求事項	手数料
一	品種登録出願及び登録品種に関する証明	一件につき 1,500 円
二	品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付	一件につき 350 円
三	品種登録簿の閲覧又は謄写	一件につき 220 円
四	願書又はこれに添付した写真その他の資料の閲覧又は謄写	一件につき 1,100 円

品種登録簿又は願書等の謄写の請求は郵送により請求できます。なお、謄写の請求を郵送で行う場合は、返信用の封筒に切手を貼り、宛先を記載したものを同封してください。

閲覧の請求については、請求後、閲覧を認める期間が農林水産省から通知されますので、その期間に農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室において閲覧することができます。

請求は、次頁からの様式例により行います。

○ 品種登録出願に関する証明の請求書（様式例）

品種が出願されていることの証明を請求する場合に、収入印紙 1,500 円分を貼付して提出してください。

<b>品種登録出願に関する証明の請求書</b>	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録出願の番号	
2. 出願品種の名称	
3. 請求事項 本品種が品種登録出願されていることの証明	
4. 手数料 金額 円	
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)	
*1件につき1,500円	

<品種登録出願に関する証明とは？>

請求のあった品種が出願されていることを証明する農林水産大臣名の証明書に、品種登録願（願書）の全体（印影など、公表されているもの以外の個人情報につながる情報を除く）のコピーを添付して交付します。

用途の例：外国出願を考えている品種について、日本国内で出願している旨の証明が必要な場合  
仮保護期間にあることの証明が必要な場合 など

○ 登録品種に関する証明の請求書（様式例）

登録品種であることの証明を請求する場合に、収入印紙 1,500 円分を貼付して提出してください。

<b>登録品種に関する証明の請求書</b>	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録の番号	
2. 登録品種の名称	
3. 請求事項	本品種が登録品種であることの証明
4. 手数料 金額	円
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。） *1件につき1,500円	

<登録品種に関する証明とは？>

請求のあった品種が登録されていることを証明する農林水産大臣名の証明書に、品種登録簿全体のコピーを添付して交付します。

用途の例：請求のあった品種が登録されていることの証明が必要な場合 など

○ 品種登録簿の謄本交付請求書（様式例）

品種登録簿の謄本を請求する場合に、収入印紙 350 円を貼付して提出してください。

品種登録簿の謄本交付請求書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録の番号	
2. 登録品種の名称	
3. 請求事項 品種登録簿の謄本の交付	
4. 手数料 金額 円	
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）	
*1 件につき 350 円	

※ 抄本の交付申請書は品種登録ホームページに掲載していますので、御確認ください。

< 品種登録簿の謄本とは？ >

品種登録簿全体を原本と相違ない旨を農林水産大臣名で証明します。

< 品種登録簿の抄本とは？ >

品種登録簿の一部を原本と相違ない旨を農林水産大臣名で証明します。

用途の例：登録されている品種の育成者、特性、育成者権者、専用利用権、信託権など品種登録簿の記載事項の内容証明を行う場合

○ 願書の閲覧・謄写請求書（様式例）

品種登録願（願書）・説明書・その他添付書類一式の閲覧又は謄写の請求をする場合に、収入印紙1,100円分を貼付して提出してください。

<b>願書の閲覧・謄写請求書</b>		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1. 品種登録出願の番号		
2. 出願品種の名称		
3. 請求事項 願書及び願書の添付資料の閲覧・謄写 (※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。)		
4. 手数料 金額 円		
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)		
*1件につき1,100円		

※ 請求する品種が登録品種の場合は、「品種登録出願の番号」を「品種登録の番号」と、「出願品種の名称」を「登録品種の名称」としてごください。品種登録ホームページに様式を掲載していますので御確認ください。

<願書の閲覧・謄写とは？>

請求のあった品種の願書全体（印影など公表されているもの以外で個人情報につながる情報を除く）の閲覧又は謄写の請求をすることができます。

用途の例：出願公表されている品種についての育成の経過や特性値、写真などの情報の確認が必要な場合

○ 品種登録簿の閲覧・謄写請求書（様式例）

品種登録簿の閲覧又は謄写を請求する場合に、収入印紙 220 円を貼付して提出してください。

品種登録簿の閲覧・謄写請求書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録の番号	
2. 登録品種の名称	
3. 請求事項 品種登録簿の閲覧・謄写 (※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。)	
4. 手数料 金額 円	
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。) * 1 件につき 220 円	

< 品種登録簿の閲覧又は謄写とは？ >

請求があつた品種の品種登録簿全体の閲覧又は謄写の請求をすることができます。

用途の例：登録されている品種についての育成者、特性、育成者権者、専用利用権、信託権などの情報を確認が必要な場合



**MAFF**